

生計費について

年金

平成26年度

等級	障がい等級の例	障害基礎年金（月額）
1級	<ul style="list-style-type: none"> ・両上肢の機能に著しい障がいを有するもの ・両下肢の機能に著しい障がいを有するもの ・両眼の矯正視力の和が0.04以下のもの ・その他 	80,500円+子の加算*
2級	<ul style="list-style-type: none"> ・1上肢の機能に著しい障がいを有するもの ・1下肢の機能に著しい障がいを有するもの ・両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下のもの ・その他 	64,400円+子の加算*

※子の加算：第1子・第2子 各18,533円（222,400円÷12月） 第3子以降 各6,175円

手当

平成26年度

	支給要件	支給月額
特別障害者手当（20歳～）	精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の者	26,000円
障害児福祉手当（～19歳）		14,140円

生活保護

平成26年度

	支給月額
【ケース1】療育手帳A1を所持する30歳の知的に障がいのある人（収入：障害基礎年金、特別障害者手当）	19,760円
【ケース2】療育手帳B2を所持する30歳の知的に障がいのある人（収入：なし）	101,380円

ケース1、2ともに住宅扶助を限度額27,500円に設定